

第1日

平成30年12月5日（水）

午前10時零分開会

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより平成30年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。ご了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番小島清人議員

4番佐々木明子議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案10件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに平成30年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について1件、補正予算について2件、条例の一部改正及び制定について3件、財産の処分について1件、市道路線の廃止及び認定について各1件、指定管理者の指定について2件、合計11件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第20号の専決処分の報告につきましては、物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、補正予算2件について説明申し上げます。

第109号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、災害関連経費、久喜宮保育所の屋上防水改修経費、人件費等について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億1,676万円を追加し、予算総額を511億9,977万6,000円と

いたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。人件費につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定や人事異動等に伴い1,433万9,000円を計上いたしました。人件費以外の歳出につきましては、総務費では、上秋月地区ダムの郷建設に伴う地質調査経費に800万円を計上いたしました。民生費では、久喜宮保育所の屋上防水改修経費、国民年金の制度改正等に伴うシステム改修経費に2,242万1,000円を計上いたしました。農林水産業費では、県が行う桂川流域の農地湛水対策事業に対する負担金に500万円を計上いたしました。商工費では、災害の影響を受けた商工業者を支援するためのプレミアム商品券発行事業補助金に1,500万円を計上いたしました。土木費では、地域防災がけ崩れ対策事業経費に5,200万円を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容につきましては、普通交付税4,867万2,000円、国庫支出金2,742万1,000円、県支出金2,080万円等を計上いたしました。

第110号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的支出におきまして、杷木地域の水源対策に係る井戸の増設を行うための調査設計業務委託費として補正するものでありまして、資本的支出を1,426万5,000円増額し、支出合計を2億5,437万1,000円といたしました。

次に、第111号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

なお、朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例については、今回改正をしておりません。

第112号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市工業用水道使用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を制定すること等に伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第113号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、業務の効率化を図るため、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の事務を処理する組織を統合することに伴い、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第114号議案財産の処分につきましては、社会福祉法人うら梅の郷福祉会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるとであります。

次に、第115号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるとであります。

第116号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第117号議案及び第118号議案の指定管理者の指定につきましては、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、甘木学童保育所等の指定管理者を朝倉市甘木B&G海洋センター条例第14条の規定に基づき、朝倉市甘木B&G海洋センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を御説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(中島秀樹君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、12日の本会議にて行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、10日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時10分散会